

(その1)



(令和 4 年分)

収 支 報 告 書

(ふりがな) うえのかんじこうえんかい

1. 政治団体の名称 上野かんじ後援会

2. 主たる事務所の所在地 広島県広島市安芸区中野3丁目2-16

3. 代表者の氏名 上野寛治

4. 会計責任者の氏名 上野麻衣子

事務担当者の氏名 上野寛治

(電話) 080-4463-1148

※この欄は、記入しないでください。

整理番号	リスト消込	名寄せ	資産
200340		有・無	有・無

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/>	政党
<input type="checkbox"/>	政党の支部
<input type="checkbox"/>	政治資金団体
<input type="checkbox"/>	特定パーティー開催団体
<input checked="" type="checkbox"/>	その他の政治団体
<input type="checkbox"/>	その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/>	2以上の都道府県の区域等
<input checked="" type="checkbox"/>	同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
<input checked="" type="checkbox"/>	有 現職
公職の種類 <u>広島県議会議員</u> 候補者等	
届出者氏名 <u>上野寛治</u>	
<input type="checkbox"/>	無

資金管理団体の指定の期間	
令和 <u>4</u> 年 <u>1</u> 月 <u>1</u> 日	から
令和 <u>4</u> 年 <u>12</u> 月 <u>31</u> 日	まで

国会議員関係政治団体の区分	
<input type="checkbox"/>	政治資金規正法第19条の7第1項第1号
<input type="checkbox"/>	政治資金規正法第19条の7第1項第2号
公職の種類 <u>衆・参議院議員</u> 現職・候補者等	
公職の候補者氏名 _____	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令和 <u>4</u> 年 <u>1</u> 月 <u>1</u> 日	から
令和 <u>4</u> 年 <u>10</u> 月 <u>31</u> 日	まで

令和5年11月8日 追記

(その2)

収 支 の 状 況

1. 収支の総括表

	十億	千	百万		千	円				
			百	十						
(1) 収入総額 (①+②)			1	1	0	4	5	7	6	
① (前年からの繰越額)			1	1	0	4	5	7	6	
② (本年の収入額)									0	
(2) 支出総額					5	8	1	7	5	5
(3) 翌年への繰越額 ((1)-(2))					5	2	2	8	2	1

2. 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	金 額					員 数				
	百万	千	円	百万	千	百万	千	人	人	
			0						0	

(2) 寄附

ア 寄附の区分 (イを除く)	金 額					備考
	十億	百万	千	円	円	
(ア) 個人からの寄附					0	
(うち特定寄附)						
(イ) 法人その他の団体からの寄附					0	
(ウ) 政治団体からの寄附					0	
小 計 ((ア)+(イ)+(ウ))					0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)						
イ 政党匿名寄附					0	
合 計 (小計+イ)					0	

(その13)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表											
項 目		金 額								備 考	
1 経常経費											
(1) 人件費			十億		百万		千		円	0	
(2) 光熱水費								5	7	2	
(3) 備品・消耗品費						4	5	0	4	0	
(4) 事務所費					4	6	8	0	2	9	
小 計 ((1)~(4))						5	1	3	6	4	1
2 政治活動費											
(1) 組織活動費										0	
(2) 選挙関係費										0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費						5	5	5	7	4	
ア 機関紙誌の発行事業費										0	
イ 宣伝事業費						5	5	5	7	4	
ウ 政治資金パーティー開催事業費										0	
エ その他の事業費										0	
(4) 調査研究費						1	2	5	4	0	
(5) 寄附・交付金										0	
(6) その他の経費										0	
小 計 ((1)~(6))						6	8	1	1	4	
合 計						5	8	1	7	5	5

※本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出は、備考欄に金額を内数で()書すること。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳										項目別区分		光熱水費		()	
支出の目的	金額							年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考				
	十億	百万	千	円											
この頁の小計															
その他の支出								5	7	2					
合計								5	7	2					

※ 5万円以上の（国会議員関係政治団体は1万円を超える）支出はすべて個別に記載し、5万円未満（国会議員関係政治団体は1万円以下）の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。
 ※ 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳								項目別区分	備品・消耗品費（消耗品費）		
支出の目的	金額							年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
	十位	百万	千	百	十	円					
封筒作成費			2	2	8	4	0	4.10.27	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
この頁の小計			2	2	8	4	0				
その他の支出			2	2	2	0	0				
合計			4	5	0	4	0				

※ 5万円以上の（国会議員関係政治団体は1万円を超える）支出はすべて個別に記載し、5万円未満（国会議員関係政治団体は1万円以下）の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。
 ※ 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳										項目別区分	事務所費 (賃借料)				
支出の目的	金額									年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考		
	十	百	千	万	円	十	百	千	円						
家賃（10.11月）						7	3	3	8	7	4.10.24	鈴木信子	広島市安芸区中野3丁目2-16		
礼金						6	5	0	0	0	4.10.24	鈴木信子	広島市安芸区中野3丁目2-16		
家賃（12月）						6	5	6	0	5	4.11.25	鈴木信子	広島市安芸区中野3丁目2-16		
家賃（1月）						6	5	6	0	5	4.12.23	鈴木信子	広島市安芸区中野3丁目2-16		
この頁の小計						2	6	9	5	9	7				
その他の支出						1	7	6	7	0					
合計						2	8	7	2	6	7				

※ 5万円以上の（国会議員関係政治団体は1万円を超える）支出はすべて個別に記載し、5万円未満（国会議員関係政治団体は1万円以下）の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。
 ※ 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳										項目別区分	事務所費 (造作修繕費)		
支出の目的		金 額								年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
		十億	百万	千	円								
この頁の小計													
その他の支出								3	3	8	7	2	
合 計								3	3	8	7	2	

※ 5万円以上の（国会議員関係政治団体は1万円を超える）支出はすべて個別に記載し、5万円未満（国会議員関係政治団体は1万円以下）の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。
 ※ 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

(その14)

(2) 経常経費 (人件費を除く。) の内訳							項目別区分 事務所費 (事務管理費)			
支出の目的	金額						年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	十	百	千	円	分	厘				
監査料			1	0	0	0	4.5.11	棚田秀利税理士事務所	広島県広島市中区八丁堀12-3	
看板保険料			4	9	0	1	0	4.9.26	損害保険ジャパン(株)	新宿区西新宿1-26-1
仲介手数料			7	1	5	0	0	4.10.24	(株)メインズサカイ	広島県安芸郡海田町南大正町2-17
事務所保険料			1	0	0	0	0	4.10.24	SBI日本少額短期保険(株)	大阪市北区大深町3-1
この頁の小計			1	2	5	1	0			
その他の支出			2	6	3	8	0			
合計			1	4	6	8	9	0		

※ 5万円以上の(国会議員関係政治団体は1万円を超える)支出はすべて個別に記載し、5万円未満(国会議員関係政治団体は1万円以下)の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。
 ※ 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分	宣伝事業費 (宣伝広告費)		
支出の目的	金 額									年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	十	百	千	万	円	角	分	厘	毫				
サーバー利用料金 (3年間)					3	8	9	4	0	4.4.7	エックスサーバー(株)	大阪市北区大深町4-20	
この頁の小計					3	8	9	4	0				
その他の支出									0				
合 計					3	8	9	4	0				

※ 5万円以上の（国会議員関係政治団体は1万円を超える）支出はすべて個別に記載し、5万円未満（国会議員関係政治団体は1万円以下）の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。
 ※ 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分		宣伝事業費 (遊説費)		
支出の目的	金額									年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考	
	十億	百万	千	円										
のぼり作成費					1	3	0	3	4	4.10.25	(株)パソム	島根県邑智郡邑南町出羽421-1		
この頁の小計					1	3	0	3	4					
その他の支出								3	6	0	0			
合計					1	6	6	3	4					

※ 5万円以上の(国会議員関係政治団体は1万円を超える)支出はすべて個別に記載し、5万円未満(国会議員関係政治団体は1万円以下)の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。
 ※ 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分		調査研究費 (調査費)		
支出の目的	金額									年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考	
	十億	百万	千	円										
この頁の小計														
その他の支出								1	2	5	4	0		
合計								1	2	5	4	0		

※ 5万円以上の (国会議員関係政治団体は1万円を超える) 支出はすべて個別に記載し、5万円未満 (国会議員関係政治団体は1万円以下) の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。
 ※ 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の () の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価格が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金及び通常貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金銭信託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有価証券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出資による権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残額が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価格が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

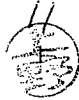

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 5 年  月  日

政治団体の名称 上野かんじ後援会

会計責任者の氏名 上野麻衣子

代表者の氏名
（解散時のみ）



(備考)

- 1 「会計責任者の氏名」欄に記名押印又は署名すること。
- 2 解散時の場合にのみ「代表者の氏名」欄に記名押印又は署名し、政治団体解散届と併せて提出すること。

政治資金監査報告書

令和5年11月8日

上野かんじ後援会
代表 上野 寛治 殿

登録政治資金監査人 相田 秀和
登録番号 第 4953 号
研修修了年月日 平成27年11月6日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、上野かんじ後援会の令和4年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、上野かんじ後援会の主たる事務所（※2）において行った。

2 監査の結果

- 私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。
- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第17条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表
示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

上野かんじ後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、上野かんじ後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上

(※1) 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する収支報告書」とすること。

(※2) 国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにし、政治資金監査の実施場所については、住所を併記することにより、具体的に特定すること。なお、政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外については、記載例(1)(※2)の(注)を参照のこと。

(※3) その他の留意事項

- ・ 書類の有無も含めて監査対象としたことを明確にするために、「1 監査の概要」
(1) 及び(3)には、記載例どおりすべての書類を列記すること。